

令和7年12月16日

【事務局】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから社会資本整備審議会建築分科会、第24回建築基準制度部会を開催いたします。本日は、お忙しい中、多数の委員の皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に先立ちまして、まずは資料を御確認ください。本日の資料は、議事次第の次のページ、赤字通し番号の2ページ、配付資料一覧に記載のとおりでございます。資料に不備等がございましたら、議事の途中でも構いませんので、事務局にお申しつけくださいますようお願いいたします。

また、本日の資料には、資料下中央に赤字で通しページを記載しております。御発言の際に資料を参照される場合は、赤字のページをお示しくくださるようお願いいたします。

また、本日の部会は公開で開催しております。事前申込みをいただいた方につきましてはウェブにて傍聴を可能としておりますが、カメラ撮りにつきましては、冒頭から議事に入るまでの間に限らせていただいておりますので、よろしくようお願いいたします。

なお、本日の議事録は、内容について委員の皆様にご確認をいただいた後、委員の氏名を伏せた形で、配付資料とともに国土交通省のホームページで一般に公開いたします。あらかじめ御了承いただければと思います。

次に、委員の御紹介をさせていただきます。資料1、赤字ページ番号3ページの建築基準制度部会の委員名簿のとおりでございます。こちらは前回以降、委員の交代はございません。このため、委員名簿をもって委員の先生方の紹介に代えさせていただきます。また、事務局の出席者につきましては、座席表にて御確認をいただけますと幸いです。

続きまして、定足数の確認でございます。部会委員及び臨時委員の13名のうち、対面で6名の方に御出席をいただいております。このほか、オンラインで御参加いただいている委員等の皆様も含めまして、委員総数の3分の1以上を満たしており、社会資本整備審議会令第9条により、本部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本委員の〇〇委員、臨時委員の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、それから専門委員の〇〇委員におかれましては、所用のため御欠席との御連絡をいただいております。そのほか、遅れて御出席いただく委員ですとか、途中退席される委員もいらっしゃる予定でございます。

ます。

それでは、これより議事に入ります。カメラ撮りはここまでとなりますので、報道関係の方々は御退出をお願いいたします。

(報道関係者退室)

【事務局】 それでは、以後の議事運営につきましては、〇〇部会長にお願いしたいと存じます。

〇〇部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、おはようございます。〇〇でございます。師走の大変お忙しいときに御参集いただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、早速でございますけれども、議事に進みたいと思います。本日の議事は、建築分野の中長期的なビジョンの枠組みについてということでございます。

まず、前回11月11日の建築基準制度部会以降に提出されました委員からの追加意見書計5件のうち、新規に意見書を御提出いただきました2件の意見書について、それぞれ御提出の委員から内容を御報告いただく時間をまとめて取りたいと思っております。その上で、これまでの中長期的なビジョン検討に係る意見を総括いたしまして、特に総論の論点に関する検討の方向性に係る整理過程と、「建築分野の中長期的なビジョンの検討の方向性に係る中間的なとりまとめ(素案)」について、まず事務局から御説明をいただいた上で、本部会としての議論のまとめを行うための具体的な意見交換に移りたいと考えております。

それでは、早速でございますけれども、資料2-1と2-2で示されております意見書の順に、各委員から御発表をお願いしたいと存じます。議事運営の都合上、お一方大体5分くらいで御説明をお願いしたいと考えております。

それでは、まずウェブで御参加いただいております〇〇委員からお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。〇〇です。専門は構造です。文化財や木造住宅などの耐震改修を行っている立場から、耐震改修について、小規模な木造の戸建てや長屋に限定して発言させていただきます。

図1を御覧ください。世の中の建築は、時の流れの中で陳腐化あるいは老朽化して、最後には消滅していくもので、その中の一部のものが何らかの理由で改修されて延命します。一方で、次々に新しい建築が生まれています。建築ストックは、このような動的平衡の中にあります。

ストック活用は既に始まっています。図1の下に示しましたが、私が暮らす大阪や京都、奈良では、ストックのレトロ性に着目した長屋の改修や、町家のショップへのリノベーションがブームです。それらは多様な居住や起業のオプションを提供し、新築にはない魅力があるものの、性能という点では新築に及びません。なぜなら、材料の老朽化に加えて、構造設計者不在で、耐震性を損なう工事も散見されるからです。特に、住宅を店舗に改修したものに多いと感じます。したがって、ストックは監視・管理の対象であって、その多くは秩序立ったプロセスの下で、安全な形で計画的除去に導くものであるという視点も必要と考えます。

少し飛んで、7ページの図4を御覧ください。横軸の黄色の帯が建築年で、その下のピンクの帯が築年数です。濃いブルーの楕円は活用される範囲で、築10年から築50年の建築を想定しています。2000年のラインに注目してください。阪神大震災から5年後の2000年は、木造の設計基準が大きく改正された年です。中間検査も導入されました。2000年に建てられたものは、現在築25年です。だから、まだ新しいです。そこで、2000年以降のものは最低限の安全性は備えられていると割り切って考えることにします。そうすると、2000年以前のもは既存不適格になります。

その中で、活用されるものを黄色の丸で示してみます。10年後にはブルーの楕円が右に10年分移動するので、問題ある黄色の丸は徐々に減少して、20年後にはほぼなくなります。このようにストックを年代ごとに、築年代ごとのまとまりがそれぞれに年老いていくというイメージで捉えると、問題のサイズ感がつかめると思います。

今年の4月からは、法改正の下で、新しい建築が良質なストック予備軍として生まれていきます。したがって、これからの20年ぐらいが理想的なストック活用が実現するまでの過渡期で、問題があるこの黄色の丸を、何とか危ない工事を食い止めながら活用して、除却に導く方法を考えるというように、問題を限定してみてもはどうでしょうか。

そこで、9ページに提言1として、既存不適格の黄色の丸の耐震化を進める方法を提案します。

ちょっと待ってください。ページ数は6ページです。ストックを、箱の中ですが、2000年以前・以降に分類します。耐震性については、2000年以前のもは目標設定を下げて、以降のものは現状以上として、改修オプションによって耐力を付加します。環境性能は、建物重量が増える工事になるので、2000年以前のもは不問、以降のものはオプションとします。悪質な工事を抑制するために、簡単な届出制度をつくります。

目標性能を下げるのは抵抗があるかもしれませんが、既存不適格の建築を期限付の仮設建築とみなしてはどうでしょうか。耐震性を現状より少しでもプラスに導くことができれば、先ほどの黄色の丸は今後減っていくので、リスクは限定的であると考えます。例えば築50年の空き家に入居するのはどんなケースでしょうか。資金が乏しい若者がシェアするとか、スタートアップの小さな資金でカフェを始めるとか、短期の利用ではないでしょうか。レトロ感が気に入って長く暮らしたい人は、きちんと補強するはずです。

そこで、8ページに提言2として、改修マニュアルの策定を提案します。詳細な構造検討を必要としないマニュアルです。

この部会は総論を語る段階なので、私の提案は具体的過ぎることを承知していますが、続けて図5のフローを説明させてください。大規模な改修は、今年の4月から確認申請のルートを取ります。さらっと矢印で示しましたが、運用には改善が必要だと感じています。例えば検査済み書がない場合は、古い家の急な階段を緩い勾配に掛け替えるだけでも、階段が1つしかない場合は過半の修繕になります。瓦を金属板にふき替えて下地を取り替えれば、たとえ軽くなっても過半の修繕になるので、基礎まで新築並みの工事が要求されます。性能を向上させる修繕であれば、そこまで現行への遡及が必要でしょうか。もちろんできれば良質なストックに格上げできますけれども、もともとそういう基礎で造られていないので、今後の検討をお願いしたいところです。

横にそれましたが、理想的な耐震改修ができない場合の応急的な簡易な耐震改修コースが新しい提案です。2000年以前・以降に分けてマニュアルを用意します。マニュアルを遵守する限りは関係者の責任において届出が不要、遵守しない場合は悪質な工事の歯止めとして届出を必要とします。

マニュアルのイメージは、2000年以前のもものは禁止事項を具体的に示して、2000年以降のものは、次のページに示しますが、耐震性を有している前提で柱や耐震壁の移動などのルールを示して、改修のオプションごとのルールを明示します。簡単過ぎるように見えるかもしれませんが、新築並みの規制の強化は、大規模改修で述べたように、経済的負担や法的手続の増大によって、より耐震改修の不活性化を招きます。また、脱法行為への誘導になりかねません。今は過渡期なので、既存不適格の建築の耐震性を現状より少しでもよくするという思想で、制度の整備を提案します。

最後の提言3は、フローの運用に必要なことです。ストック活用は、施主・施工者・設計者・構造技術者がチームで取り組むという認識と、建物の健全化には施主にも責任があると

いう自覚です。消費者保護の観点が必要ですが、リフォームにおいて、耐震工事にお金をかけたくないという施主が多いのも事実です。それと、確認申請とは異なる、改修チェックを行う届出制度。最後に、長中期の視点に立てば、新築は理想的なストック活用の原資になります。4号特例の撤廃で、確認申請の設計図書がとても充実したので、重要な家のカルテとしてUSBメモリーに入れて壁に埋め込むとか、施主には保存義務の設定を提案します。

説明は以上です。発言の機会をありがとうございました。

【部会長】 ○○委員、御説明ありがとうございました。

それでは続きまして、同じくウェブで御出席いただいております○○委員から御発言をお願いいたします。

【○○専門委員】 聞こえますでしょうか。

【部会長】 聞こえます。

【○○専門委員】 ありがとうございます。

既存ストックの活用が主要な論点の一つになっていることを踏まえ、本日は住宅業界の視点から、既存ストックの活用について2点述べさせていただきます。

1点目におきましては、既存ストック活用に向けた評価について申し上げます。

良質な既存建築ストックは、地域の安全や文化、景観を構成する重要な社会資本です。人口が減少していくこれからの社会において、都市環境を維持するためには、スクラップ・アンド・ビルドを行うよりも、ストックを有効活用することが重要です。残すべき建築物の選定に当たっては、安全性や耐久性に加え、立地、歴史、地域性、町並みとの調和などを含めて、総合的かつ多面的に評価する枠組みが必要であり、この点については、複数の委員の方の御意見に賛同いたします。

ただし、住宅においては、それだけでは十分ではございません。住宅は所有者の価値観に左右される私有財産であるため、第三者評価によって社会資本としての価値が低いと判断されることで、資産価値など様々な問題が生じる可能性があります。一般建築に比べ、特に住宅はその性格が強く、住宅の価値やその基準を一律に決めることは非常に難しい課題です。とはいえ、何らかの目安となる評価基準は必要でございます。全ての方の賛同を得るのは難しいかもしれませんが、多くの方が確かにそうだと納得できるような評価基準を設けることが現実的だと考えております。

あわせて、社会資本として活用しやすい住宅にはインセンティブを与えるような施策が、建物の価値向上に有効ではないかと考えます。一方で、そのように有効活用する住宅、つま

り残すものと、利用されておらず改修もできない住宅、つまり除却すべきものは、両輪で考える必要があります。壊したくても費用の面で壊せないものには支援を行うべきで、除却に対する補助や支援制度の整備も必要と考えております。

2点目としまして、改修・増改築の合理化と担い手不足対応について申し上げます。

既存ストックの活用を進めるためには、まず改修や増改築の手続を新築よりも簡略化することが重要です。また、既存住宅に新築と同等の性能を一律に求めることは現実的でない場合が多いため、新築基準に代わる適切な性能目標などを設定する必要があります。厳密な評価をしなくても、従前の性能を維持していればよしとし、さらに、新たな基準に適合する、または性能向上を図る改修におきましてはインセンティブを付与するなど、段階的に評価する仕組みがあれば、少しやってみようかと考える方が増え、ボトムアップにつながるのではないかと考えます。

担い手不足の問題に関しましては、DXやAIの活用によって申請・審査業務の効率化を図ることが有効です。また、必要書類や手続の定型化を進めることで、専門家ではない方も対応できる業務範囲を拡大できるのではないかと考えます。そして、その際に重要なのは、地方行政の現場に至るまでデジタル対応力やセキュリティーの水準を上げていくことで、デジタル化の地域格差の解消や、BIMの活用におけるセキュリティー確保など、安心して運用できるための環境整備を進めていくことであるとと考えております。

以上となります。ありがとうございました。

【部会長】 ○○委員、どうもありがとうございました。

本日の意見書の御提出の委員からの御報告は以上でございます。

なお、前回の御発表に加えまして追加で意見書を提出いただいております○○委員、それから○○委員、○○委員のお三方の意見書につきましては、今日の時間の都合上、資料配付にて御報告に代えさせていただきたいと存じます。

それでは続きまして、建築分野の中長期的な在り方の検討に係る、これまでの建築分科会等合同会議での御意見並びに論点案、それから中間的な取りまとめ案について、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】 よろしく申し上げます。資料3、4、5、6をまとめて御説明したいと思います。

資料3は、今まで建築基準制度部会、分科会でいただいた意見をおまとめしたもので、言わば御意見集という形でございます。これは赤字の通し番号の22ページからになってお

ります。

資料4は、この分科会の前に検討してきた懇談会の資料、それから分科会の御意見を反映した現時点の論点集という形で整理をしております、これが赤字の通し番号43ページからになっております。

資料5が、総論と申し上げてきましたけれども、特に基準制度部会で議論いただいてきた部分のまとめの形になっております、76ページからになります。

資料6が、1月に予定しております分科会への報告案ということでございまして、これが最終的にはこの時点でのミッションの一つと考えておりますけれども、これが赤字の85ページからでして、実は資料が大分似たようなものが入っているという形で分かりにくいなという部分はあるんですけれども、最終的には資料6の形が1月の分科会に出ていくというところでございまして、その前段でたくさん御意見をいただきました、今日も御発表いただきましたけれども、細かいものは細かいものとして、ちゃんと記録として残した上で、全体として方向性を示すという中で言うと、資料6に集約していくという形になると考えております、そういった視点で御説明申し上げます。

まず、資料3ですけれども、ここは22ページを見ていただきますと、前回の基準制度部会でいただいた御意見を赤字で追加しております。その後いただいております御意見を緑で追加しております、それぞれ一つ一つは細かいので説明いたしませんけれども、ここの部分が、書き方がちょっと違うとか、意図が違うということがありましたら、また後ほど事務局にお寄せいただければと思います。

次に行きまして、43ページになろうかと思っておりますけれども、在り方の検討の論点案ということでございまして、ここの例えば44ページ、45ページ、46ページは、これまで御説明してきたものですけれども、47ページにありますとおり、特に総論、それから各論で担い手とかストック、技術、市場環境、それから集団規定との接続という部分で、ここを統合してまいりました。47ページに記載ありましたとおり、もともと任意の懇談会で議論してきたものをまとめたものがありまして、そこに並行して行っておりました集団規定の委員会での意見のものを反映し、さらに分科会でのものを反映したと。赤と青と緑のものを反映してございます。ここの一つ一つは細かいので御説明いたしませんけれども、反映しておりますので、こういったものをベースに議論をさらに集約したいということでございます。

少しページを飛んでいただきまして、76ページになろうかと思っております。ここが前回A3の1枚紙を御用意いたしまして、総論部分についてどう議論するかということで御説明

いたしました。そのときには、総論には7つテーマがありますと。7つのうち5つということで、5つは、ビジョンの目的、ビジョンの期間、ビジョンが目指す将来の社会像、社会の変化、それから具体の取組と、この5つをまず書いていこうということで議論をいただきました。その後、2つほどは、進捗管理をする話と、評価とか検証するというのが残ってくるというので、7つの視点という形で整理するんですけども、まず5つについてA3・1枚で整理したものを、今度はパワーポイントの形で1枚ずつに整理してございます。

この資料5から資料6、最終的に分科会につながる資料という形でまとめておりますので、5、6は順に追って説明したいと思います。

まず、77ページに7つの視点を書いてございまして、順番は違いますけれども、目的とか社会像とか、そういったことを書いております。

赤字のページの78に行ってくださいますと、まずビジョンの目的のところございまして、多様な関係者ごとの見方があるだろうと。国民の見方、事業者の見方、行政の見方ということがありまして、例えば行政であれば、国だけではなくて、地方公共団体も当然入りますし、法律に基づく法定機関もあるでしょうといったことを書いています。それから、国民の立場で見ると、建築物の所有者・利用者、それから全体、いろいろな立場があるわけですけども、建築物の中で、特に国民の立場に立つと住宅、今日も住宅の御指摘がありました、住宅という部分を意識しながら進めていく必要があるだろうと。

それから、赤字で書いていますけれども、例えば都市や地域ごとに大分違うということも意識しないといけないだろうと。そういったことも追加していってございまして、検討の方向性としては、そこのオレンジのところ書いていますけれども、1つ目の丸として、よりよい社会資本としての建築物・市街地を構成するため、建築に関わる全ての関係者が共通認識を持てるよう、建築分野の全体の方向性を示す必要があるのではないかと。

それから、ビジョンを示す方向性を踏まえ、産学官の関係者が、投資の予見性、技術開発の方向性、人材確保・育成の計画と、ここは大きなフレームだと思うんですけども、こういったことを、必要な道筋をつけられるようにすることが目的ではないかと、やはりここに大きな目的として入れる必要があると。これは資料6に行きますと、中間的な取りまとめとして、ビジョン策定の目的というのに反映をしてございます。

赤字の79ページに行きますと、どのぐらい先を見据えるべきかという話でございまして、検討の方向性のところを先に見ていただきますと、2050年などの中長期的なスパンを見据えて、今後10年程度のビジョンを検討してはどうかと。これは住生活基本計画が先

行して議論が進んでおりまして、年明けに閣議決定をする予定でございますけれども、それとの整合性も取りながらということでございますが、いろいろ御意見ございました。

例えば建築物のライフサイクルの長さは、物理的に言うと、100年、150年、もっと木造で長くもっているものもありますよという御意見もありますし、プロジェクトそのものも、10年ぐらいかかってやるような大規模なものもあるでしょうと。それから、2050年、政府の目標としてはカーボンニュートラルの話がありますとか、そういったいろいろな中長期的というのをどこまで捉えるかというのは、いろいろ御意見あるかと思います。そういったものを含めて、今の段階でのビジョンの期間を想定している。これは後ほどの資料6の中でも同じようなことで、資料の中に入れてございます。

80ページに行ってくださいまして、目指す社会像ということで、どのような展望を目指すかと。ここは非常にいろいろな御意見がございました。建築の部分にフォーカスをするのと、いや、建築の部分だけではなくて、もっといろいろな他分野と連関しているので、そこをきちんと書き込まないといけないだろうということも御意見をいただきました。

それから、検討の方向性の2つ目の丸にあるように、建築の公共性を再定義する必要があるんじゃないかという御意見もいただいております、非常に根幹的な御意見もいただいております。

それから、ビジョンを達成した先の社会像ということでもあるんですけども、そこをどうやって共有していくのかということも非常に課題があるのかなと思っております。

それから、分かりやすく、非常にメッセージ性としてあるもの、キャッチフレーズを伝えるとか、一方で、ばら色だけではなくて、少し危機感もありますよと。そういうものをちゃんと意識して物事を進めていく必要もありますよねという御意見もありましたので、そういったことを意識しながら全体像を書く必要があるかなと思っております。これは資料6の中でいきますと、建築分野において目指す社会像という中で書き込んでいこうとしております。

81ページに行ってくださいますと、経済社会情勢の変化というのがどのように起こっていくかということで、例えば人口減少であるとか世帯の減少というのは、ある程度統計的に予測されているんですけども、デジタルの進展みたいなものについては、急激な変化があったりとかはなかなか予測し難いものもあるんですが、そういったいろいろなもの、何が変化していくのか、どういったことを取り込んでいくのかということ、将来はこうなるんだけれども、それまでの過程としてどう変化していくのかということも捉えていくと。例えば

施策としては、SDGsとかESGなど、建築分野でも最近問われていること、今、並行してLCAの議論もしておりますけれども、そういった環境分野に焦点を当てていくということもあるでしょうということ。

それから、ベーシックな技術開発が進んでいく中で、先ほどの建築の再定義も含めて、いろいろ変わっていくであろうということで、検討の方向性のところ、いろいろなことを御指摘いただいているので書いているようになっております。これも中間的な取りまとめ、資料6の中では、考慮すべき経済社会情勢の変化という形で集約をしていくような書き方をしたいと思います。

82ページのところが、具体的にどう取り組んでいくか。ここが非常に多様な意見をいただいているものを実際に反映していく部分に近いのかなと思っております。現状・留意点のところ書いている赤字・黒字のもの、ベースにあるものもありますし、赤字で追加したものもありますけれども、例えば施策間のトレードオフみたいなものがありますよねという議論もございましたし、それから、ハード面のみならず、使われ方についても評価をしていくんだらうと。建築基準法と言っている基準だけではなくて、それが使われていくという中で、どのようにその評価をしていくのか。先ほどの評価の話もございましたけれども、そういったことをどうやって施策の中に織り込んでいくのかというのはビジョンの中で示す必要があるのかなと。ここは最後の段階、令和9年の春と言ってきましたが、後ほどスケジュールを御説明しますけれども、そのタイミングまでには、ここは非常に分厚くなっていく、あるいは具体的に書くというよりも、こういう方向で検討すべきということも含めて書くのかなと思っております。

83ページのところは、資料4の部分に少し議論を含めて、ちょっと書き足した形になっております。

84ページのところは、総論の部分で2つほど、まだあまり細かい議論ができていない部分がありまして、一つは進捗管理というか、どのようにそれを見ていくのか、フォローアップしていくのかということ、統計的なデータが少ないとか、評価するときの指標が足りないとかという御意見もございましたけれども、そこをどう理解するか。それから、ビジョンが実際にどのぐらい効果があったのか、あるいは施策を打った評価をどうするかというものありまして、先ほどまで御説明した論点1から5と、6と7を合わせて総論が出来上がっている。そこを受けまして各論を議論するんですが、部会で御説明しているとおり、各論につきましては、1月の分科会の後、また次のステージで細かく議論していこうと思っておりま

すので、追加で御意見をいただくということになろうと思います。論点集の中にはある程度入って、テークノートしてあるわけですが、それを詰めていくというのは後ほど思っております。

それを前提に、資料6のところでございますけれども、資料6は、来年というか年明けの1月の分科会の中でお示ししようと思っている資料でございます、建築分野の中長期的なビジョンの策定に向けてで、サブタイトルにありますとおり、中間「的」な取りまとめと。後ほどスケジュールを説明しますが、来年、中間取りまとめをやって、パブコメをやって、成案にするということで、今回は中間的ということで、まだ細かいところの「てにをは」というよりは、総論として漏れがないかというところを見ていただければありがたいと思います。

86ページのところを見ていただきますと、なぜこのビジョンの検討を始めたのかということで、4月に3年ぶりに建築分科会を再開いたしまして、その当時の背景というか、社会資本整備審議会に諮問されて以降、どういう議論をしてきたかということをもとめたものでございまして、検討の経緯をまとめてございます。

87ページのところからが実際のところ、先ほどの論点1、2、3、4、5の部分が中心になるんですが、文章化をしております。もともといただいていた意見、非常に多様な意見もあるんですが、それを統合し、整理をし、流れをつくっていく中で文章化しているものでございます。

ビジョン策定の目的といたしましては、例えば1つ目のポツのところですが、建築基準関連の法制度整備により、建築物・市街地の安全の確保、質の向上等を推進してきているが、引き続き、多様化する社会的要請に対応するため、基礎的な技術基準整備の継続や新技術などの円滑な実装等のアップデートが期待されていると。

加えて、ストック活用社会の到来と担い手不足により、技術者の持続的な確保及び適切な技術伝承と、技術者・専門家以外の住まい手や建築物を利活用する者も建築分野の新たな担い手の主体になることが求められる。さらには、社会全体の要請として、順次対策を講じている気候変動などによる災害激甚化はもとより、いまだ建築分野における対策の検討が途上であるサーキュラーエコノミーや生物多様性などへの対応も急務であると。

これからの時代に即して、よりよい社会資本としての建築物・市街地を構築するため、以下に示す多様な関係者ごとの目線を踏まえ、建築に関わる全ての関係者が共通認識を持つよう、建築分野の全体の方向性を示すことが必要であると書いてあります。

こうした建築分野の方向性の全体像を相互に理解しながら、国民や産学官の関係者が以下の3つの視点から考え、それぞれの立場で活躍できるよう、必要な道筋をつけられるようにすることを目的とすると。投資の予見性、人材確保・育成の計画性、技術開発の方向性、この3つが非常に大きなフレームだと思っております。

期間につきましては、次の88ページに行っていただきますけれども、見据える期間は2050年、計画期間は10年程度ということを考える。

89ページに行ってくださいまして、社会像でございますけれども、1つ目のポツ、国民や産学官の関係者の目線を踏まえて、建築分野において関係者共通の目指す社会像を示す必要がある。国民と危機感を共有し、それを克服する道筋と将来像の提示も考慮する必要がある。平時のみならず、災害等の面も考慮したい。

2番目のポツに、目指す社会像を共通認識として持つためには、社会全体の方向感と建築分野の方向感を考慮するとともに、建築分野の射程の広がりも考慮していく必要がある。

3つ目、全ての経済・社会活動の下支えとなる建築・市街地について、社会的資産・経済的資本としての在り方を示すとともに、建築の公共性を再定義していく必要がある。

ビジョンを達成した先に目指す理想的な将来像のイメージについて議論し、関係者で共有していくことが求められる。関係者の共有に際しては、それぞれの目線で分かりやすく心をつかむ展望を示すことが必要。安全確保など地道な取組をベースとしつつ、夢を持てる展望を提示したいということで、例えば下にありますけれども、建築を使いこなすとか、既成市街地を前提としていくまちづくりであるとか、いろいろなことをこういうところに入れていく。

90ページのところですけれども、社会情勢の変化でございますが、例えば3年前の答申、令和4年の答申の中で継続検討課題とされたものを踏まえて、既存の建築ストックの状況、用途とか価値観の多様性、技術の進展、担い手の状況、こういったものをどのようにどこまで細かく書けるかは、また議論していただきたいんですけれども、そういったことを意識しながら書いていく。

それから、建築あるいは市街地が個人・企業の経済社会活動の基盤ということもございまして、人口動態とか、もうちょっと広い意味での地球環境問題とか、物価高騰とか、そういういろいろ現在の問題、社会情勢の変化が進んでいるという部分を書いておくということで、ここはある程度、例えば10年間の中でも変わっていくので、恐らく遠い社会像のところはそんな極端に変わらなかったとしても、変化の部分は、何年か後の見直しのところで、

こういう変化があったのを予測したのは合っていた、いや、違っていた、そういったものをチェックアップしていくのかなと思っております。

取組事項のところでございますけれども、ここは先ほどの資料5で少し御説明しましたが、こういったものを具体的に書いていくということを考えているところです。

92ページのところは、これを表の体系にするんですけれども、これが表というか、ダイヤグラムのようになるのかも含めて、実はいろいろまたお考えがあると思います。ツリー図のようになるのかというと、必ずしもそうではなくて、複雑に関係しているというような御提案というか、御意見もございましたので、これをどう示していくか。分かりやすさと、ワード文書にしていくというのでまとめるのもあるんですけれども、これを建築の専門家、ここにおられる皆さん方だけではなくて、広く国民なり関係者にお伝えしていくためにはどういう示し方をするのがいいのかということも含めて、まとめていく必要があるかなと思っております。

私からの説明は以上です。

【部会長】 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ここまでの委員の御発表、それから事務局からの御説明を受けまして、意見交換の時間に移りたいと存じます。この時間では、先ほどの事務局からの御説明にもありましたように、「建築分野の中長期的なビジョン検討の方向性～中間的なとりまとめ(素案)～」ということでございます。これをブラッシュアップしていくための議論を中心にしたいと考えております。4月の建築分科会等の合同会議以降の発言事項について、適切に素案に反映されているかどうか、追加で記載しておくべき事項がないか、あるいは、今後の各論の議論において留意すべき点等を中心に御意見をいただければと考えております。時間は11時50分、あと1時間10分ぐらいは取ってございますので、御意見をいただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、御意見あれば、札を立てていただくなり何なりしていただければ。ウェブで御参加の方は手を挙げていただければということでございます。

早速、〇〇委員の手が挙がったような。そうですね。じゃ、すいません。早速、〇〇委員、よろしく願いいたします。

【〇〇臨時委員】 〇〇です。取りまとめありがとうございます。幅広くいろいろなことが書かれているので、これをベースに、次のステップにどんな作業をするかというところが大きなポイントなんだろうなと思っております。

また、専門家だけじゃなくて、87ページですかね、専門家以外の住まい手や建築物を利活用する者も新たな担い手の主体になることが求められるという一言が入っているのは、結構大きなことかなと。特に専門家以外というところのことを我々はあまり議論してこなかったんで、そこを考える局面だろうなと思いますので、この部分は高く評価します。

一方で、87ページのその下のポツで、「さらには」のところに出てくるサーキュラーエコノミーとか生物多様性等への対応も急務というのは、脱炭素の次に来ると言われるこの2つの波に関しては、あまり書き切れていない。私自身もあまりイメージがないので、そのように見えちゃうせいかもしれませんけれども、ここはもうちょっと深めなきゃいけないんだろうなと思うところですが、現時点ではなかなか難しいなと思っているところです。

次のスライドのP88の、2050年を一つの見据える期間とするのはよいと思うんですけども、2050年にどういうことを目指すのかというのを、もう少し議論を深めておかないと全体がばらばらになるかなという感じがしております。表現が難しいと思うんですけども、私の感覚だと、例えば2050年に到達する何かというのは、2050年から数十年間は安定して人々が幸せに、建築がつくる社会が幸せになることを目指す、つまり、2050年で達成するとかというより、そこでさらなる継続ができるようなことを目指すみたいなことをイメージするのかと、ぼんやりとっていますが、そこまで書き切れないという考え方もありますし、2050年の姿で目標とすべきもの、2050年という数字には賛成しますので、分かりやすくいいと思うんですが、その辺りが少し、今後の議論かなと思っております。

あと1点だけ、90ページの2ポツ目の最後に、他分野における動向というところで、最近気になっておりますのは、インフラ計画等の他分野における計画と。まちとの関係、インフラとの関係で言うと、インフラ老朽化に伴って、土木のほうでいろいろ計画すると言われたときに、建築単体で何かしろと来るんじゃないか。まだビジョンがお互い見えていないので分からないんですけども、建築単体でもかなりやることがあるんじゃないかと。例えば下水処理をやらなくなるので個別散在でやってくれと言われると、建物単体あるいは敷地の使い方がまた違ってくるところもあるので、予想はできないですけども、いろいろなことが、今思っている制約条件じゃないところで変わるかもしれないなと思うと、こういうところに広くアンテナを張って議論するというのは大事かなと思いました。

一通り感想のようなコメントのみですので、以上です。

【部会長】 ありがとうございます。2050年に目指す目標をしっかり持って、しか

もしばらく続くような目標という大変大事な視点もございました。100メートル走を走って、そこでばたっと倒れるんじゃないで、通り過ぎてちゃんと先に行けるような、そういうイメージを私も持っておりますので、多分同じようなことを〇〇委員も考えておられるのかなと思いました。感想でございます。ありがとうございました。

それでは続きまして、〇〇委員から、ウェブで御参加いただいています。よろしく御意見のほどお願いいたします。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。〇〇でございます。多くの意見を丁寧に取りまとめていただきまして、感謝申し上げます。

今回資料で提示されている論点、そしてその方向性については、おおむね賛同いたしております。その上で、市街地形成や集団規定との関係を意識しつつ、表記について気になった点について2点ほど申し上げたいと思います。

まず1つ目は、論点1の中長期的なビジョンの目的についてです。資料5の78ページ、それから、それを具体化されている資料6の87ページでしょうか。ここでは建築を社会資本と捉え、関係者の共通認識の下で建築分野の方向性を示して、投資予見性や人材育成につながることを目的として整理されていて、この点は非常に重要であると考えております。

しかし、その一方で、建築基準制度部会として中長期的なビジョンを示す以上、方向性の共有にとどまらず、制度として価値判断の軸をもう一段明確に示す必要があるのではないかと感じています。具体的には、何が国の責務、すなわち法律により最低限守るべき安全、公共性として位置づけるのか、また、どのような判断を地域や専門家に委ねるのかといった整理です。これらの点については、資料6では必ずしも明示的に示されていないので、制度改正を検討・評価する際の判断軸が必要であるということを補足されることが望ましいのではないかと考えています。

次に、2点目ですが、論点4の人口動態についてです。資料5の81ページと、資料6では90ページあたりに表記いただいていると思います。この人口動態は、建築の担い手、住み手、働き手といった人的側面から整理されているのですが、人口減少が建築基準制度の前提条件そのものに及ぼしている影響については、十分に触れられていないように思います。建築基準は、建築物が適切に使用・管理されることを前提として機能する制度ですが、人口減少や需要縮小に伴い、未使用や管理不全の建築が増加することで、その前提が揺らいでいます。

これは土地利用の問題以前に、建築基準の実効性そのものに関わる構造的な変化で、人口

動態を整理する際には、未使用や管理不全の建築が増加する点を明示的に位置づけることが重要ではないかと考えます。

以上です。ありがとうございました。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、ほかは。会場はまだいらっしゃらないかな。いかがでしょうか。よろしいですか。

〇〇委員。

【部会長代理】 〇〇です。よく取りまとめていただいてありがとうございます。

87ページの、先ほど〇〇委員もコメントされましたけれども、住まい手や建築物を利活用する者と書いてくださったのは、大変大きな点だと思います。生活ですとか、暮らしとか、仕事ですとか、そういうソフトの部分が建築と非常によく関係していると。例えば健康な住宅ですとか、働く場所であれば、知的生産性を向上できるとか、こういう発想は非常に重要ではないかと思えます。

それから、87ページの国民のところに「建築物（住宅を含む）」と書いていただいて、建築基準法の第2条の1号の規定で、建築物の中にも住宅は含まれてはいるんですけども、一般的な人が見ると、多分、住まいとか住宅という言葉が、我々は法律を知っていればいいんですが、注で少し法律上の定義とか、住まいとか暮らしがきちんと入っているんだということが明示されるといいかなと思いました。

それから、89ページで建築を「使いこなす」という文言が今回出ていて、これは今後、どういうことかというのを、事例ですとか、あるいはどういうことを使いこなすと言うのかというのを、議論が具体的に進んでいくといいのではないかと思います。

それから、「建築・市街地」と市街地のところが出てきていますけれども、これは建築基準法のところで見えていくのか、都市計画法みたいなことの関係で見るとかという点もあると思いますので、市街地をどのように考えるかというのも、この後、議論が進むといいのではないかなと思っております。

以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

〇〇委員。

【〇〇専門委員】 〇〇です。難しい議論を網羅的によくまとめていただいているかと思

うんですけれども、最終的な取りまとめに向けていく際に、方向性・ベクトルの異なるもの、例えば、安全性と利活用という相矛盾するようなことがあって、なかなか難しいところがあるのかなと思っています。私は弁護士として、建築物・住宅の安全性を確保するという立場からこれまで意見を述べさせていただき、それについては赤色の33ページで、安全の確保というところで意見を取り上げていただきました。ただ、新築住宅の安全性は進んでいくんだろうなと思いますが、既存住宅についての安全性をどう確保していくのかという観点について言うならば、活用の過程で安全になっていくものもあれば、むしろ放置されることによって、最初、淘汰されていくんじゃないかとおっしゃっていましたが、完全に淘汰されるまでの間に、要管理住宅であったりとか、特定空き家になったりとかして、すごく危険な状態が現れるんじゃないかと思うんですね。

そういうことについて、例えば国交省においては15年ぐらい前に、中古住宅リフォームトータルプランということで新成長戦略の中に位置づけて、成長の中にあるんじゃないかということをおっしゃっておられたんですけれども、実際問題は経済力の低下によって、そういうところには向かっていっていないというのが実情だと思うんですね。

そうすると、どうしていけばいいかという具体的な方策が私にあるわけではないんですけれども、国としては、放置して淘汰されていくのを待つということではなくて、その間、社会にすごく危険な状況が生まれてしまうので、無秩序な状況を生むのを防ぐために、国としては、安全性のセーフティーネットとしての役割をきちんと果たしていただきたいと。例えば利活用する際には、きちんと安全性の基準を設けなきゃいけないし、そのまま置いておくということでも、例えば大規模な建物であるならば、定期報告なんか義務づけられているところ、小規模な戸建て住宅については、本当に放置されている状態ですよ。こういうものを何とかしていかなきゃいけないんじゃないか。私に具体的な方策があるわけではないので何なんですけれども、そういう視点を持った議論をしなければいけないんじゃないかという点を申し添えたいと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。大変大事なポイントを御指摘いただいたかなと思います。ありがとうございます。

それでは、ウェブで御参加の〇〇委員、御発言をお願いしますでしょうか。

【〇〇委員】 〇〇です。よろしく願いいたします。今、安全に関する御意見がございましたので、その延長線上で、安全性についてコメントさせていただきたいと思います。

世界中で今、本当に紛争、災害、犯罪が勃発して、人々が日常的に安全・安心に暮らすことが非常に難しい状況が続いております。日本は昔は、安全と水はただなんて言うておりましたけれども、その日本においても不安な状況が続いており、今後も続いていく、場合によっては、不安はさらに増していく状況にあるのではないかなと思います。

この中長期ビジョンの中には、安全性について触れられてはおりますけれども、主に災害ですとか、それから環境対策とか、そういったことが中心になっておりますが、この日本においてはここ数年、いわゆる犯罪というものが結構増加してきているような状況があります。とりわけ街頭犯罪、窃盗とか傷害ですか、そういったものは増加傾向にございます。

そうした意味では、今後、市街地についての中長期的なビジョンも、建物についての質の向上ということも、いろいろ具体策が出てくるわけですが、防犯という視点からの市街地のこれからのいろいろな工夫ですとか、建物における防犯性能の向上とか、そういったことも10年、それから2050年を目指せば非常に重要なことになってくるのではないかなと思っておりますので、ぜひそこについての御検討もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。御意見ありがとうございました。

それでは続きまして、〇〇委員。

【〇〇臨時委員】 〇〇でございます。全体の取りまとめ、御尽力いただき感謝申し上げます。

3点ほど申し上げたいんですが、1点目は、私は集団規定分野について、特に関係する先生方と議論を進めてまいったんですが、実際の議論の内容というのは、今日の資料には大きな枠組みをお示しいただいているのでいいんですが、実際の議論の場というのは、どちらかというと現行の集団規定の制度の枠組みを前提として、そこが今、どういう課題を抱えているかというところを洗い出すような議論をしていた側面もあるんですけども、これはただ、ある意味で言うと、比喻が正しいかどうか分からないんですが、国としての政策の長期的な戦略目的という話と、それに対応する個別の戦術の話に分けるとすると、この集団規定の既存のいろいろな規制の仕組みのどういう課題を抱えているかというのは、どちらかというと戦術の個別の話の検証が中心で、それを基にして、国として長期的な戦略目標というのはどうするかという話は、まだこれから詰めなきゃいけないかなと感じています。

それは「集団規定に係る基準検討委員会」の事務局の方もそのようにお考えだったのかな

と私なりに考えた次第ですけれども、前回も申したんですが、例えば2050年に建築基準法が100年ぐらいの節目を迎えるとか、あるいは、これは集団規定とは関係ないですけれども、私が個人的なあれで恐縮ですが、1990年代の後半につくばの建築研究所と国総研で勤務させていただいたときは、基準法の性能規定化と、それから住宅の品確法の新法制定のときに私はお手伝いさせていただいた経験がありまして、品確法も2050年には50年目の節目を迎えるというタイミングかと思うんですけれども、例えば品確法を制定していたときは、私は最近、全くそれをフォローしていないので、私の記憶が不正確だと申し訳ないんですが、制定の議論をしているときは、もう少し新築の評価書付住宅のストックの数が、現状の数字よりもっとどんどん順調に増えていこうというイメージで議論していたと思います。

ストックデータがきちっと整備されていて、それはなかなかうまくいかないということかもしれませんけれども、ストック型の仕組みに転換していく中で、集団規定分野の実践もそうだし、住宅とか建築のストックデータもそうかと思うんですけれども、そういったデータ整備をしていく中で、先ほどの国としての長期的な政策の戦略目標がどれだけ達成されているかというのを、かなり長期的に政策の効果を検証する役割というのは、例えば普通のアカデミックな人間というのは、一番フロンティアのところの個別の分野を、技術的なことをやっているだけですので、制度として社会的にどういう効果を上げるかという政策効果の評価をするのは国しかないと思うんですけれども、霞が関の皆さんはとてもお忙しいし、最新の状況に対応するというので手いっぱいかと思案しておりまして、国総研とか建築研究所でなすべきミッションというのは、そういう長期的なモニタリングとか、その政策効果というのは、研究所のほうでも最先端の研究という技術開発を中心にやられていることもあると思うんですけれども、政策効果の評価・検証というのを組織的に位置づけて、淡々とやっていただく必要もあるのかなと。それが国としての役割かなと。

もう一つ、これは申し上げにくいことをして恐縮なんですけれども、私は以前、規制改革推進会議のようなところから国交省にいろいろ御質問があつて、いろいろ規制緩和的な御要望があつたときに、日影規制の話題が出たことがあつたんですけれども、日影規制を緩和できないかみたいな話があつて、それは、なかなか議論は難しいと思うんですけれども、当然、当時の国交省の御判断で現行制度の意義というのを御説明されようと思ったと思うんですが、個々の技術基準の内容について、そもそも今の規定内容がどういう根拠で決まったのかという、技術基準を議論したときの資料が実は本省に残っていないくて、私がいろいろな

方々に、役所のOBの方とか、いろいろつてがあって見つかったということがあったんですけども、本来そういった政策・制度、あるいは技術基準の技術的な検討の経緯とかのアーカイブということについても、組織的なつくばの研究所とか、そういったところでフォローすべきことかなと、そのとき感じた次第です。

2点目は、私の分野で再開発が、よく昨今の工事費高騰で頓挫しているということがあるんですけども、人件費も上がっているし、建設資材価格もグローバルな市場の変化で上がっているという、なかなか安定的調達に難しいという側面が急に来るとということなんですけれども、これは、例えば能登半島の震災の復興のときも、やはり資材調達が非常に苦しいんだとか、あるいは八潮市の下水道のインフラに問題が起きたりとか、そういったことを考えると、ある程度、人々が予見可能性を持って、国土強靱化という言い方を今するのかどうか分からないんですけども、市街地・建築のストックが安定的にちゃんと更新されていくんだということに関しての予見可能性というか、安心感を国民が持てるようにするということは、国の重要な役割ではないかなと思案しております。

そういうときに当然、国際的な価格とか、そういったことに影響されてしまうのはやむを得ない部分もあるのかもしれませんが、本当に大事なものについて、海外依存度がそれなりにある分野もあると思うんですけども、本当に大切なものはどうやって調達の仕組み、これは私の専門分野外なので、既にそういったことを議論されているのかもしれないので、ちょっと的外れでしたらあれですけども、建設資材のサプライチェーンの安定性ということについて今後どう考えていくかというのは、これも国の役割として重要なと個人的に思案しております。

この点で言うと、特にここ数年というか、ここ一、二年か分かりませんが、これまでは特にWTOベースのグローバルな自由貿易体制の下で、世界中から質のそこそこいい一番安いものを、グローバルに自由に調達できるということを想定していた時代だったと思うんですが、今こういう世界が急速に変わっていった中で、WTOベースのグローバル自由貿易システムというのは本当に安定的に続くのだろうか。物によっては建設資材の調達ということについて、調達の安定性ということについて、どう確保するかと。

戦略的物資がそんなにあるわけじゃないのかもしれませんが、それでも先ほどの、日本国民の日々の建築・市街地ストックが安定的に循環していくという中で、建設資材等々についての安定的調達というのを担保すべきじゃないかというときに、昨今の海外の自由貿易体制がかなり大きく変わりつつあって、なかなかそんな簡単に昔の状態には戻らない

んじゃないかということは、国として考慮すべきかなと、個人的にはそういう感想を持っております。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。非常にグローバルな影響も含めた御意見をいただきまして、ありがとうございます。

続きまして、〇〇委員、ウェブで御参加でございます。御発言をお願いいたします。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。先ほどお二人続けて安全性についてのお話があったので、はっと気づいて、私の先ほどの最初の御説明について少しつけ加えさせていただきます。

ストックというのが動的平衡の時の流れの中で淘汰されていくという言葉を使ったので、その利活用について、何か後ろ向きなイメージを与えたかもしれないですけども、決してそうではなくて、ストックの中の一部のものは価値を見い出されて残っていきます。もちろん淘汰されていくものもあるんですけども、私はどちらかというと、使われていくほうのもので、古いもののよさを楽しみながら、洋服を着古して捨てるような、本当に使い倒すような、そういうことができるための方策を示したつもりです。よくない改修と、そうやって生き残っていくためのものをふるいにかけて、残したものをどうやって上手に使い倒して除去に導くか、そういうつもりでお話ししました。

住まい手が利活用の主体であるという、あそこの文言を入れてもらったのは、本当にありがたく、そのとおりだと思います。私の提言の最後にも、施主が責任を持って建物を維持していくという言葉を入れましたけれども、施主の意識が高くて、リフォームを上手にした建物というのは、本当にまちに魅力を与えるような、古いからこそよいものがみんなの目を楽しませて、生活を楽しませてくれているというのが確かにあるので、決して利活用には後ろ向きでないということはつけ加えさせていただきます。

すみません。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。バックアップの意見をいただきまして、ありがとうございます。

続きまして、対面で御出席いただいています〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇臨時委員】 先ほど〇〇委員から25年後よりも先のお話があって、また〇〇委員から25年前の話を伺って、なるほどと思ったんですけども、2050年って結構先のようで、25年前に何をしていたかとかと考えると、割とあっという間に来ってしまうだろうな

という感じがすごくしました。今回、国民全体に分かりやすさを示すということを踏まえると、25年前にどういう社会であって、どういう政策が取られて、それが今どのように残ってきたのか、予想と違っていたのはどういうところだったのかという過去の話から、25年後という未来の話にシームレスにつながっていくような姿があると、より理解が進むのではないかな、自分事として捉えやすくなるのではないかなと思いました。

先ほど品確法の話も出ましたが、品確法から履行確保法の住宅の関係でいくと、そのときにまいていただいた種や芽はすごく確実に広がっていると思いますし、性能規定化であったり、審査の民間開放というのも本当に定着したと思います。一方で、その時代の規制緩和が今、まちの景色を大きく変えたなという実感もあります。そういった25年前にあったことが、今このように反映されていて、この25年先に自分たちはその延長線を見たいのか、それとも違う社会を目指したいのかという視点があるといいかなと思いました。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。大変サジェスティブな御意見をいただいたと思います。ありがとうございます。

それでは、〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇専門委員】 よろしくお願ひいたします。

まず、87ページにありますところに、担い手不足での技術者の持続的な確保と、また新たな担い手ということも書かれていて、そのページ最後のところに、国民や産官学で3つの視点の中に、人材確保・育成というのも計画性として挙がっています。今回のこれまでの議論の中で、担い手、人材確保・育成が、すごく重要に捉えられてきていると思うんですが、ただ、何となく抽象的で、はっきり分かりにくいなと私は思ってきたわけです。

その中で、建築人材育成コンソーシアムを立ち上げてはどうかということを毎回言ってきましたが、例えば77ページの全体像に5つ目の目指す社会像の実現に向けた取組事項の後に、6つ目として、目指す社会像の実現に向けた人材育成の在り方ということが入るといいのではないかなと思った次第です。

といいますのも、今回特に建築士が今後足りなくなることも、建築士会では非常に大きく捉えているわけですが、今回の話の中では、建設技能者の減少も厳しく、人手不足どころじゃなくて、産業構造の崩壊になるんじゃないかぐらいまで示唆があり、びっくりしています。例えば大学で見ても、2040年には2割ぐらい18歳人口も減っていく。その中で、大学自体が150校ぐらい消滅するんじゃないかとも言われています。そうしますと、地方

の建設業を支える建築学科なども物理的にどうなるんだろうかということも出てきます。

それと同時に、DXやAIの隆盛の中で、今、産業界は理系人材に非常に注目しています。ただ、建築分野は非常に旧態依然で、教育や労働環境の問題など、若者が選ぶ業界になっていくのかということもすごく心配になります。

というようなことを考えますと、供給源の枯渇と、他産業との競争ということもあり、人材育成はすごく重要なことだと思っています。そういう意味でも、きちっと論点の一つとして取り上げるべきと思いました。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。大変大事なポイントであろうかと思えます。ありがとうございます。

続きまして、対面で御出席の〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇専門委員】 〇〇でございます。ストック活用に軸足を置くという今回のビジョンの方向性に関わって、建築基準法改正の影響に触れながら、意見を述べたいと思います。

10月から11月にかけて寄せられた声2つを紹介します。リフォームが現実的にできなくなっている。特に町家や古い建物での対応が難しい。改修部分を減らすなど、建築確認の手續から逃げながらやるしかない。これは京都の設計者の声です。

施主から大規模修繕の依頼を受けて、特定行政庁に指導を仰ぎに行ったところ、国交省の解釈資料が示されただけで、現場実態を踏まえた相談対応には至らなかった。これは神奈川の設計者からの声です。

法の大規模修繕、模様替えに該当するリフォームにつきましては、現況調査ガイドラインですとか、緩和措置解説集の整備、それらの全国説明会など、住宅局の皆さんの努力と画期的な成果もあると考えておりますが、現時点では法改正が、リフォーム市場と関係者のマインドにマイナスの影響を与えていると言わざるを得ません。そもそも木造2階建て住宅における主要構造部の定義、その過半とする対象工事の定義について、見直す必要があるのではないかと思います。

先ほども発言がありましたけれども、例えば危険な直行階段を緩やかな回り階段に変更して、居住者の安全を確保する工事、古くて重い屋根瓦を下ろして、傷んだ野地板を剥がして、軽く耐久性のある金属屋根にふき替える工事などでも、現状では建築基準法上の確認手續が必要になります。建築基準法の目的が国民の生命・健康・財産の保護であるとするならば、それらに照らして、合理的でないものは正していくべきだと考えております。

本日の中間取りまとめ案と、今日の議論に引き寄せて意見を申し上げますと、ストック活用に軸足を置くとする取組の検討に当たっては、現行法の補強にとどまらず、その建物の安全性の確認も含めて、ストックの新しい法的・制度的枠組みが必要になってくるのではないかと感じております。一方で、先ほど申し上げました、今起きている問題については、時間をかけずに解決されていくべきものではないかとも考えているところであります。

〇〇委員の団体からは、伝統構法の木造建築のストック活用のための制度的枠組みの必要性についての意見書が出されております。我々としましても、伝統構法の専門家育成という提案については、大いに賛同するところでもございます。

以上で発言を終わります。

【部会長】 ありがとうございます。

続きまして、対面で御出席の〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇専門委員】 〇〇です。御発言の機会をいただき、ありがとうございます。また、新しい資料をいろいろ見せていただきまして、非常にコンパクトにいろいろな意見を取り入れていただいて、まとめていただいていることを感謝申し上げたいと思います。

私の方で意見書を追加で出させてはいただきましたが、中身については、詳しくは読んでいただくとしまして、今回は総論の議論が中心になるとお聞きしていますので、あえて書いた意見書と捉えていただけたらいいと思っています。

それに関して、少し補足させていただきます。安全性の話とか、既存ストックの活用とか、いろいろなテーマが出ていますが、実際、建築物を評価するときに、耐震性能とか省エネ性能とか、非常に分かりやすい軸から順に基準が次々決まって行って、要するに、数値化しやすい軸から決まっていき、逆に、安全性とは無関係のためほったらかされていると言っているようですが、例えば文化的な面だとか、快適性の面だとか、なかなか数値化しにくいテーマの基準が置いてきぼりになっていることが、とても気になっていました。私の文章が下手で分かりにくくなっていたかもしれませんが、意見書の中に1つめとして新築と既存をシームレスにと書いていました。先ほどの〇〇委員の提案にあった、耐震性能は2000年より前の建築の性能は割り切って基準を変えるというように、おそらくテーマによって一律ではなく様々な判断基準が求められると思うので、耐震性や省エネ性能だけではない様々なテーマに対する基準については、現場の人々も含めて議論の場をちゃんと作り…、と言いながら正直なところ私も実際具体的にどのようにやったらいいのか、今すぐ提案できるわけではないのですが、既存対新築という構図になるのではなく、新築から既存までの基準

がシームレスになるような方策を目指して、きちんと議論できる場があるといいと考え、1つ目の意見を書きました。

2つめの地域のことは地域で決めると書いた意見の方は、先ほど〇〇委員から、現場のほうで相談に行ったら、国交省の資料が出てきて、審査の現場で具体的に判断していただけなかったという話があったと思いますが、地域のことをリアルに理解している人であれば、もう少し具体的なアドバイスができる可能性があると思っていて、信頼関係が重要ではありますが、地方の専門家の意見などもうまく取り入れて新しい解決策が提示できると思います。この場合なら一般的な基準はこうだが、置き換えてこういう判断もできるというように、現場に合わせて判断して提案できることはおそらく無数にあると思うので、柔軟な判断ができるような仕組みを今から議論して考える場をつくっていただけたらという思いで書いたつもりです。御配慮いただけると大変ありがたいです。

今回のまとめの中には今までの意見書の内容をちりばめて反映いただいているので、その辺りは非常に感謝申し上げたいのですが、今後議論を進めるための項目として追加で入れていただけるとありがたいかなと思った次第です。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇臨時委員】 ありがとうございます。〇〇です。2点、発言をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、ほかの委員からもいろいろな言葉で発言があった同じ内容なんですけど、未使用とか管理不全とか、法律の専門家の方からは放置という話がございました。非常に重要なことで、直近で言うと、大分市佐賀関であった市街地火災なんかを見ると、過半が未使用というか放置というか、そういう建物であったがゆえに、あのように全体が焼けてしまうということが起きたと。こういう状況って、あそこだけじゃないと思うんです。全国でかなりあると思うんですね。それは、地域の衰退というのは人口減少とともに避けては通れない状況になってきていて、既に、私は火災安全が専門なんですけれども、市街地火災なんかを考えると、ああいうことが起こり得るということは顕在化したわけですね。

そういう意味で、横に集団規定の専門家がおられるので、こんなことを言うのは恥ずかしいですが、集団規定も基本的には秩序のある発展ということをベースに、いろいろな規定ができていて、世の中もそうやって動いてきたんですけれども、これから先は、言葉は悪い

ですが、尊厳ある衰退というか、終活とは言いたくないですけども、地域を閉じていくということも含めて考えていかなければ、安全性が担保できないというところが絶対あると思うんですね。そこら辺を、一応今回の方向性の中に、よく読むとそういうことも感じられるんですけども、その地域の衰退というイメージに対して、どう答えを出さなきゃいけないかというところが薄いかかと、ちょっと感じています。

それからもう1点は、先ほど来出ている、利用する人も担い手になるということ。それは、担い手という意味がどういう意味か。実際に診断をするとか、修理するとかいうことも担い手だし、積極的に情報を得て選択する、どこに住むか、どの建物を使うかというのを選択するという立場としての担い手というのもあると思うんですね。私は意見書も出しましたけれども、選択するとき、この建物がどんなものか、性能はどんなものか、バックグラウンドも文化的なことも含めて情報はあってもいいですが、そういうものが分かりやすく入手できるようにということを、デジタル技術を使ってうまくしていきたいということを申し上げました。

それはある程度、もう表現されているので、ここから先、来年の具体的な話になったときに、より議論したいと思いますが、前者の話はまだ現状の表現は弱い気がしておりますので、御配慮いただければと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。これも非常に根源的な話かと思えます。ありがとうございます。

それでは続きまして、対面で御出席の〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。いろいろな御意見を伺っていて、私もそうだよなということをいろいろまた気づかされておりますけれども、先ほど〇〇委員が建設資材調達の安定性、安定的に循環していく必要があるということをおっしゃっておられましたが、これは本当に建設資材のみならず、先ほどの〇〇委員の人材育成の話にもつながっていくなどと思って拝聴していたんですけども、人材確保の安定性ということも同時に非常に重要であると。それはもう議論を非常にされてきてはいると思うんですけども、結局今まで公共工事、公共事業が地方や地域の建設業を、ある意味支えてきている側面は非常に大きかったかなと思います。

そういういろいろな地方での建設工事があることで、設計者も育成され、また、建設業も存続して、技術者が技術継承していく。それから同時に行政。地方行政の中の人材も、それ

によって経験値を上げていくという、あるタイムスパンでそれなりのプロジェクトがあることで、人材確保の安定性が保たれてきた部分というのは当然公共にはあったわけですが、それと同時に、これだけ災害が頻発している中で、災害時に瓦礫の撤去だけではなくて、人材を救出するために瓦礫を撤去するための重機すら、地方の建設会社が所有していないということも、要するに、ずっと所有するよりはリースで、短期的に賄ってしまえばそれでいいということになってくると、建設会社の車庫にも重機が足りていないので、瓦礫の撤去すらできない、人を助けるためのそういうことすらできないということも起こっているとも聞いております。

なので、ある部分を安定的にと言ったときには、本当に幅広くいろいろな全てのことに及んでいくのが建設業だとも思いますし、ただ、これを今、もはや公共とかと言っているだけではなくて、それこそ民間と公民、官民連携みたいなことで、地域の公共だけが上から降ってくるのではなくて、先ほどからずっとお話があるような、地域・地方での人材育成とかそういうことが、また地方にちゃんと仕事があれば、そこに就職もしていき、その中で人材がまた育っていくという部分ですね。

89とか91ページの辺りで、こういった官民の話であるとか担い手ということで、国民・産学官の関係者ということも記載いただいていますけれども、こういった全てが総合的に連携していくということが、公共に限らず、民間も含めた仕組みづくりをいかにしていけるのかということが非常に重要であると改めて思って、それらの具体的な内容みたいなものがもう少し分かるようになるといいなと思った次第です。ありがとうございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、対面で御出席の〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇専門委員】 〇〇です。大変多彩な議論を非常に適切におまとめいただいて、全体としては非常に優れた内容といえますか、分かりやすい内容になっているなどと思って拝見しておりました。

その上で、3点、感想的なコメントになってしまうのですが、少し感じたところを述べさせていただきたいと思います。基本的には資料5について、それが資料6に展開されているわけですが、まず論点1、78ページの中長期的なビジョンを作成する目的、一番最後の検討の方向性というところで、産学官の関係者が投資予見性、技術開発の方向性等々と、3点挙げられているわけです。

ここで、一番最初の方向性の、第一は投資予見性になるということが少し言葉が足りな

いかなという気がいたしまして、御意見のまとめ等々を見ていると、割ともう少し予見されない社会の幸福性みたいなところも含んだ御意見が多かったかなと思います。実際、コストに対してどれだけのベネフィットがあるかということというのは、施策を考える上で非常に中心的な考え方だと思うんですけども、少なくとも今までの国交行政は、予見されていない幸福感も高めているということも多くあると思います。その辺りをもう少し膨らませていいのかなと思ったりもいたしました。

80ページ、2点目ですけれども、論点3の建築分野において目指す社会像というところにおきまして、建築の公共性の再定義というのは、本当に大変賛同するところです。ただし、ここがかなり難しい問題だと思うんですけども、再定義する際に、どれだけこれまで公共性の中に含まれていなかったようなユーザーを捉えて、再びユーザーに取り込むのかという視点というのは、かなり繊細に考えなければいけない。どういう人たちが取り残されていて、それを今後25年間、あるいは50年間の中で、どのようにまた公共性の中に取り込んでいくのかということ忘れてはいけないなと常々思っています。そういう個別の議論というのはこれからだと思うんですけども、ここもかなり簡潔に述べられているというのは、資料の正確性としてはそう思うんですが、なるべく広く考えていくといいなと思います。

これにかなり関連しておりまして、次の81ページの考慮すべき経済情勢の変化というところです。これも、用途・価値観の多様性と書いているんですけども、これは相当難しい話だと思うんですね。ただし、多様性を反映するというのは、あくまで現実的に今起きている多様性に反映していくということなんですけれども、これもまた1番目の議論と同じなんですけど、バリアフリー法の25年を見ていると、法律が多様性を生んだ、社会の多様性を改めて生み出しているような気がします。制度として多様性を生む社会のつくり方というものを目指すという視点も、ぜひ勇気を持って取り組んでいただければと思っています。

私からは以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

〇〇委員から御意見をお願いいたします。

【〇〇専門委員】 〇〇です。今回、意見書という形で追加資料を提出いたしましたが、少し補足させていただきたいと思います。

医療業界では特定の手術に秀でたゴッドハンドと言われる方がおりますが、伝統構法の

大工はそれに近い存在になると思います。ゴッドハンドの傍で助手をした人は、それを見て学び、またそういう秀でた技術を承継します。私も本業は工務店の代表なので、伝統工法木造建築の現場施工を宮大工が頭になって、普段は町場仕事をする自社の大工が施工をしても伝統工法木造建築が実現するという経験を何度もしております。

伝統構法木造建築の建築確認は、先ほど〇〇委員から大規模修繕の話もありましたが、良く分からないから指定確認検査機関は受け付けたくない、よく分からないから特定行政庁に向かうようにさせたいという動きが実際には起きていると思います。全国で伝統工法木造建築の案件を一元的に受け付ける伝統工法木造建築の審査に慣れている指定確認検査機関があれば良いのですが、申請数などから事業性が難しいため、整備されないと考えてこのような意見を出させていただきました。

あともう一つ、話が変わりますが、ふだんの仕事の中でも、日本の国際的な競争力が下がっていると感じています。今回の資料の中にも危機感という言葉がありましたが、例えば戸建て住宅の工期は昨今徐々に延びていて、4か月、5か月から半年ぐらまで延びてますが、海外製品の中には注文から納期8か月というのが増えてきていて、契約した当日に注文しても間に合わないこともあります、それは日本向けの輸出が減っている、日本の購買力が弱くなっていることで、日本が国際的にニッチ市場になっているところがありますので、そういうところも含めて危機感というところに、日本で建築を業として選び働く私たちよりもさらに下の世代の人たちが、将来に向けて自身をもって生き生きと働ける長期ビジョンとしていただきたいと思います。

意見は以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

大変多彩な意見、それから根源的などという意見も含めて、たくさんの御意見をいただきました。だんだんいろいろな意見が出てくると、そういえばというので思いつくようなことが出てきて、大変面白い御意見をたくさんいただいたかなと、私も今、大変興味深く聞かせていただきました。ありがとうございます。

一応、50分ぐらまでとは言っていましたけれども、早く済む分にはよいかなと思いますので、もしこれ以上御意見がないようでしたら次に進みたいと思います。

では、ウェブで御参加の〇〇委員からよろしくをお願いします。

【〇〇委員】 すみません。皆さんの御意見を伺っておりまして、そうだ、ああだ、こう

だといろいろ思いまして、ちょっと皆さんの意見と重なるところもありますが、もう一回、念を押してコメントさせていただきたいと思うんですけども、目指すストック型社会像というところで、何人かの方もおっしゃっておられましたが、ストックであればどれも対象になるということではもうない時代です。人口減少に伴いまして、日本全国に広がっていた働く場所や住む場所というのは、どんどん収れんされていきます。人々がある地域、利活用がしやすいような地域に収れんされていきますので、収れんされるためのまちや建築物の選択の基準みたいなものが、ある程度枠組みがあって、その枠組みに対応して、選択の基準に即した形で、これからの建築分野の中長期的なビジョンに基づく具体策というのも生まれてくると考えていったほうがいいのではないかなと思ひまして、そこだけちょっと、しつこいようですけども、コメントさせていただきました。ありがとうございます。

【〇〇部会長】 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ちょっと先ほど言いかけましたけれども、そういえばというのがもし後でも頭に浮かんできたようなことがございましたら、事務局に御連絡いただくということにいたしまして、それらの意見を取りまとめまして反映作業を行った上で、改めて書面にて皆様の御確認をいただくというプロセスを取りたいと考えてございます。それ以降の最終的な調整については、部会長に一任とさせていただきたいと考えてございますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【〇〇部会長】 どうもありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 非常に多岐にわたる、それから重要な視点をいただきました。今、部会長からありましたとおり、どう反映するかというところ、反映の柱立ての追加についても御提案ありましたので、その辺も含めて、部会長と御相談をさせていただきたいと思ひます。その前に、御意見の趣旨を御確認いただく意味で、一回紹介させていただきたいと思っております。

その上で、今後の流れでございまして、資料7を御覧いただきまして、これはこの4月以降の取組という形で、前半部分については今までの経過で、今日は黒字で太くなっている12月16日、24回の建築基準制度部会でございますが、年が明けました1月20日

に第49回の建築分科会ということで、今御議論いただいているものについて、中間的な取りまとめという形で御提案して、議論を一旦まとめていただきたいと思います。と考えております。

その後、例えば関係する学術団体とか、関係する業界の皆さん方と少しフラットに議論をした上で、来年の4月ぐらいに、また去年と同じぐらいのタイミングになろうかと思っておりますけれども、建築分科会とこの部会の合同会議を開催して、来年度、令和8年度、取りまとめに向けてどのように議論していくかということについて、また議論をしていただこうと思っております。その後は、今年度と同じように、青の点々にあるんですけども、昨年度は懇談会と申しておりましたが、今度は検討会という形にいたしまして、ここの中にはもう少し、例えばワーキングを設けるとか、それから分科会の会長とかにも御参加いただくとか、そういったことを少し手厚くいたしまして、議論を深めたいなと思っております。

それから、今日は、局長は部会に出席をしておりますけれども、ぜひ皆さん方を巻き込んでいくと。今日は国に対する期待というか、そういうものをたくさんいただいたんですけども、我々からすると、我々でできることに結構限界がございますので、むしろ積極的に皆さん方とやっていただければという思いを持っておりまして、例えば、これを最後、ビジョンができてからお知らせするというよりも、もうちょっとビジョンの議論をする過程の中でもいろいろできないかなと思っております。94ページになりますけれども、例えば来年9月、10月ぐらいにまた部会を再開するというを考えているんですが、米印の1、2にあるように、特に2のところがございますけれども、建築に関わる関係者の皆さんに適切な情報発信を行うような枠組み、例えば関係団体と連携してシンポジウムをすることとかということで、特に分科会で、あるいは懇談会とかで主に主査とか委員長をしていただいている方々には積極的にいろいろ情報発信をするということで、建築学会であるとか、建築三会であるとか、今日の会のメンバーである住宅の関係の団体の方とか、いろいろな形の切り口で取組をしたいなと思っております。

来年度の年度後半でございますけれども、ちょうど今ぐらいの時期にまた部会を開催いたしまして、今度は中間取りまとめという形でやった上で、恐らくパブコメをするんだと思っておりますが、ちょうど今ぐらいの時期にまとめた上で、令和9年の春頃という形でビジョンを取りまとめていきたいと思っております。なので、今はある程度、大枠というか、総論の部分の固めた上で、今、そうだと気づいた点がありますよということをさらに入れながら、今度は各論を議論していくと。

各論については、担い手とか、ストックとか、既に御意見をいろいろいただいておりますし、

論点案として整理している部分もあるんですが、さらにテクニカルな部分、もうちょっと法的な部分も含めてということですが、ビジョンの中で全部具体を書くというよりも、こういう方向で議論すべきだということも含めて、いろいろな記述の仕方はあるかと思っております。なので、それは来年度の4月に分科会を開催するときに、こんな形で議論を取りまとめていきたいということがお示しできればと思っております。

スケジュールについては以上でございます。

すいません。あと、ちなみに、1月20日は本委員と臨時委員に御参加いただきまして、専門委員の場合は、次回の部会は合同会議が4月ということになりますので、スケジュール的にはそういうスケジュールで御協力いただければと思います。よろしくお願いたします。

【部会長】 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、今日の審議につきましてはこれで終了とさせていただきたいと思っております。委員の皆様方におかれましては、大変貴重な、そしていろいろな多岐にわたる、それで根源的なものも含めて、非常に幅広い御意見をいただきました。大変ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお戻ししたいと思います。よろしくお願いたします。

【事務局】 ○○部会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたる御審議をいただき、誠にありがとうございました。

今回の会議は、先ほど資料7、93ページで御説明したとおりでございます。本委員・臨時委員におかれましては、1月20日午前11時より建築分科会の開催を予定しております。また、全ての委員の皆様には、4月に改めまして建築分科会・建築基準制度部会の合同会議の開催を予定しております。いずれも後日、改めて御連絡を差し上げますので、よろしくお願いたします。

また、本日御審議をいただきました中間的な取りまとめの素案に対する追加の御意見も受け付けたいと考えております。事務局での修正作業等の都合上、12月25日木曜日までに事務局までメール等でお寄せいただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは最後に、審議官より一言御挨拶を申し上げます。

【審議官】 改めまして、委員の皆様には本日も活発に御議論いただきまして、多様な意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

10月以降のこの基準制度部会におきましては、中長期ビジョンの策定に向けて、主に総論的な論点を中心に御議論を賜ってまいりましたけれども、おかげさまで本日の議論も踏

まえて、中間的な取りまとめ案についておおむね方向性が見えてきてきて、まとまっていくのかなと思っております。

今年度の建築基準制度部会は本日が最後の開催となりまして、1月の第49回の建築分科会において、中間的な取りまとめとして今後の方向性を示した上で、引き続きストックや担い手などの各論について議論を深めていければと思っております。

この検討の過程でも、多様な関係者を巻き込みながらの共通認識として、このビジョンをまとめていくということで御議論をいただいてまいりましたけれども、先ほど松野からも少し申し上げましたが、ぜひいろいろな関係者の方にこの御議論に関心を持って参加していただきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、大学とか団体、事務所など、それぞれの御所属先ですとか関係先におきまして、今日まで議論したような内容を共有というか、持ち帰っていただきまして、プレーヤーとして果たすべき役割ですとか、今後の議論に向けた具体的な内容についても、またこの場とは別の場でも御議論いただいて、それを年明け以降の具体的な議論の場にも反映させていくことができれば、我々としても大変ありがたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

また、意見を広く募るために設置しておりました意見箱につきましては、現時点で90件ほど御意見をいただいているところでございます。いろいろな都合もありまして、今週末で一旦、意見箱を閉じますけれども、来年度にも再度設置をいたしますので、皆様におかれましては、意見箱についての情報発信、また、先ほど申し上げました関係者への適切な情報発信となるシンポジウム等の開催なんかも考えていきたいと思っておりますので、そういうところへの参画についても、皆様のほうからも御発信をいただけると大変ありがたいと思っております。

今後も皆様の御知見をいただきながら、しっかりこのビジョンをまとめて議論を深めていければと思っておりますので、引き続きの御協力、御支援をぜひよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

【事務局】 審議官、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第24回建築基準制度部会を終了させていただきます。本日は貴重なお時間、御意見を賜り、誠にありがとうございました。

— 了 —